

平成19年度新宿区外部評価委員会 第3部会
第2回 会議要旨

<出席者>

外部評価委員（5名）

名和田部会長（副会長）、川俣委員、中原委員、鍋島委員、山下委員

事務局（1名）

宮森企画政策課主査

説明者（4名）

施策32「商店街の活性化」、施策33「魅力ある買物空間づくり」（1名）

商工観光課長

施策29「清潔で美しいまちづくり」（1名）

環境保全課長

施策23「地域ぐるみの防災体制づくり」（2名）

危機管理課長、職員課長

<場所>

区役所本庁舎6階 会議室

<開会>

【部会長】

それでは、第3部会のヒアリングをさせていただきたいと思います。

まず、最初のラウンドで、施策32、33、商店街、商工関係のテーマでヒアリングを行います。全体の枠は45分というふうに予定させていただいております。最初に、施策の概要説明を5分ぐらいでやっていただいて、その後はヒアリングを行うということでありますので、まず、区の方の所属とお名前を自己紹介していただければと思います。

<説明者自己紹介>

【部会長】

ありがとうございます。

では、こちらからの質問に対して、既に資料で回答いただいているのですけれども、5分程度でご説明いただきたいと思います。

【説明者】

では、ご説明させていただきます。

本編121ページの「商店街の活性化」と123ページの「魅力ある買物空間づくり」ということで、両方とも商店街の振興を目指した社会づくりでございます。

資料28ページのヒアリングのポイントにありますとおり、商店街に対しまして3つの

事業がありまして、これらをどういうふうな形で使い分けているかというご質問になっております。

「商店街の活性化」の施策のほうは、これはステップアップの支援事業ということで、商店街を取り巻く環境は非常に変化しておりますので、それに対して勉強会をしたり、いろんな調査研究をしたり、そういうものに対して補助する制度です。

それに対して、「魅力ある買物空間づくり」、これは従来からずっとやっている事業でございますが、施設、いわゆる街路灯とかカラー舗装ですとか、そういう施設整備に対する補助金の事業、またイベント事業、夏祭りですとか大売出しですとか、そういうイベント事業に対する補助の制度です。資料でお答えしておりますが、施設整備、イベント、研修やPRというような3つの側面から補助金を出している事業でございます。

1つの魅力ある商店街づくり支援事業、これは施設整備の事業なんですけど、それは限度額2,000万円。これは街路灯とかカラー舗装というのはかなり経費がかかりますので、これは商店街のいろいろそういう自主財源をベースにしなが、区としては3分の2を補助しています。ただ、限度額は2,000万以内というつくりの予算になります。

成功事例ということなんですけど、基本的には商店街がかなり計画的に、街路灯が傷んできたとか、そういうことを決めながらやっている事業でございます。当然それが新しくなったり、ないところにつけたりというケースもありますが、そうなってくると町が明るくなって防災にも役立つというようなことで、事業のアンケートも実施しているんですけど、そういう安心感が出たとか明るくなったとかということが寄せられております。18年度でいえば歌舞伎町の振興組合ですとか、本多横丁ですとかが街路灯等をやっております。

にぎわい創出支援は、イベントに対する補助の事業でございます。集客力のアップ等々に寄与しているものでございますが、これは補助限度額が200万円で、3分の2補助は同じです。

成功事例ということでもないんですけど、イベントのほうはほぼ例年やっております。やっている事業に補助している。最近ちょっと増加傾向がありますが、そんな感じで、成功事例というか、結局イベントの1つの成功としては、非常にお客さんが集まるというようなことで、例えば新宿エイサーまつり、これなんかは4つの商店街が合同してやっているということで、今年度なども93万人ほど、18年度、とにかくかなり多くの人数が来ているということでございます。

ステップアップ支援は先ほど言いましたように、少しいろんな新しい試みに対して補助していこうというもので、初年度のホームページの作成ですとか、マップの作成ですとか、そういうものに補助していく。これはその年度で取り組んだものに補助するということで、毎年毎年という補助という制度ではありません。新たなチャレンジに対して補助しているということでございます。

次のご質問では、「ホームページの更新だとかアフターケアを考えた支援を」ということですが、先ほど言いましたように、ステップアップ支援というのは新たな取り組みに対して

補助をするものなので、初年度の補助ということで、メンテナンスは基本的には商店街が自主的にやっていくという制度になっております。5年計画では、またリニューアルのときは補助できるということになって、アフターケア等については、各商店街でやってもらうんですが、場合によれば地域の専門学校の生徒というようなことで、ボランティアとしてやってもらうというようなことも考えられるかと思えます。

次に、商工アドバイザーですが、これは各企業や商店の方とか、場合によれば商店街が区に申請して、中小企業診断士さん等を派遣してアドバイスをするという制度でございます。

今年度からですが、商店会サポーター制度というのをつくってありまして、これは現地からの申請がなくても、商店会が今結構厳しい状況を踏まえて、区が直接現場に、商店会に出向いて、いろいろなお話を聞いて助言をしていくという制度を始めました。当然商店街といろいろ調整しながらやっておりますので、無理に出かけるということではないんですが、基本的にはこちらから出向いて行って、いろいろなアドバイスをするというようなことを始めています。

次の「若い担い手の掘り起こし」なんですが、今までは特に目立った動きはしておりませんでしたが、商店会サポーターが現場に行っておりますので、できるだけそういう若手の意見も聞くようにと。ただ、商店会さんがなかなか難しく、やはり会長さん等との協力というか、そういうものがありますので、そういうものとうまく調整しながら、若い人たちの何か意見が反映できるような仕組みをつくっていかうということで、来年度、20年度は各商店街から若手を集めて懇談会みたいなものをやってみようかというようなことを今、計画しているところでございます。

次に、ステップフォーラムの実施や商店会サポーター制度の活用でございますが、ステップアップフォーラムは年1度、全国的に探して、うまくいっている商店街の会長さん等々に来てもらって、昨年度は佐世保のほうから来てもらったんですが、お話をしてもらって、いろいろなきっかけづくりにしていこうと、商店会長さん等々を集めてしていこうということで、やっています。

今年度は商店会サポーターがおりますので、その活動報告もその場であわせてやって行って、より実効性、現場の実情に合ったようなフォーラムにしていきたいというふうに考えております。

次に、最後のご質問になりますが、住宅地域の商店街が地域コミュニティの核になるとか、安全・安心なまちづくり、そういうものになっていくであろうということです。これは本当におっしゃられるとおりでございます。商店会というのは街路灯の整備とかイベント実施、そういうものに加えて声かけ運動、これは朝、小学生等々に声をかけたりとか、ピーポ110番で何かあったときには連絡できるお店とかをつくっておいたりとか、そういう活動をして、社会貢献活動もやっております。そういうことで地域コミュニティ、また地域全体の活性化にはつながっていくことなので、我々も本当に今年度、今まではどち

らかという補助金という形だったんですが、本年度から現場に区が積極的に行く商店会サポーター制度、これを取り入れました。

もう1つは商店会への加入、これがチェーン店等とかはやっぱり加入率が低いんです。区の商店会連合会と区は連携して仕事をやっているんですが、18年度に実態調査を商店会連合会のほうでもらったところ、未加入率が16.9%ということで、その中でチェーン店の未加入率が32%ほどだということなので、チェーン店に対して、主に加入促進をしていこうということで、チェーン店だけではないんですが加入促進をしていこうと考えまして、今年度は、区の商店会連合会の会長と区長の両方が出たチラシをつくりまして、区もある意味で前面に出て加入促進を図っているところでございます。

【部会長】

ありがとうございます。

それでは、まずはご自由に、委員から質問をしていただければと思います。

【委員】

疑問に思っていたのは、商店会を、にぎわいの振興をしようと言うんですね。商店街の基本は、やっぱり集客と売り上げにつながると思う。評価の中に、それはどうなっているんだというのが全然出てこないで、アンケートというのは、例えば区から助成をもらっていいや、よかった、よかったというのに決まっている話なので。そこら辺のとらえ方というのは、例えば町の人並みが多くなったんだと。前年度に比べてこれをやった上で何%ぐらい上げた。だから、1時間当たり10人やっていたのが13人になったとか、そういう実績がないと、次にやるときに、「実はこういうことをやったときにこうなったんですよ」というふうに、やっていることの評価が外にもわかるようにするというのが、非常に必要ではないかと思うんですね。やっぱりやっていることの広報活動が大切で。

それで、もっと思うのは、「ここでやったことがああったですよ」と、よその商店街にもそれが波及するような、そういう活動も非常にこれから評価されるときに大事なんじゃないかと思いますが、この辺のところはどういうふうにお考えになっていますか。

【説明者】

1つはご指摘のとおりだというふうに思います。1つは、売り上げは、全体的な新宿区の小売の売り上げとかは、これデータで出るんですね。これは23区で実は1位なんですね。ただ、駅周辺がやはり売り上げがかなり大きいんです。実際にこの地域の商店街に行きますと、現状としてやはり毎年やっぱりなかなか高齢化も進んでいたりすることで、どちらかというやはり売り上げは低下している。昨年度実態調査、新宿区は3万4千の企業体があるんですが、小売も含めて、全部にアンケート調査を出しました。調査ですので全部が返ってきていないんですが、やはり小売等々がかなり低下している。この5年間の経常利益だとか売り上げが低下しているという傾向が出ています。

【委員】

私が聞きたいのは、補助をしたときに、アンケートの中にそれを入れていないんですか、

という話です。

【説明者】

アンケートには、来街者数、つまりお客さんの数というのは入れてあります。これは質問項目がいくつかありまして、先ほど言いました事業の達成度と、あと商店街への来街者数は入れてあります。ただ、それによって売上げがどうかといいますと、来ても買わないという方もいらっしゃいますので。

【委員】

それは多いですね。

【説明者】

来街者数も細かいカウントはなかなか厳しいので、項目は、イベントをやったときに平常時より多くなった、平常時と変わらない、平常時より少なかったというようなこと、大枠でしか、ちょっととらえられないんですね。

【委員】

そうはお聞きしていないんですけれどね。アンケート等という内部評価では丸、丸になっていたときに、そのアンケートの区内の商店街の活性化の割合では当然そっちなのに、そのところの評価を本人たちがやっているかどうかというところが、私は商店街の活性化に一番大事なことだろうと思うので、区から補助されたことが機能したということで、売上げが5%増えたとか、そういうものがあつたから丸ですよというのは、我々住民としては一番納得するわけです。そこら辺のとらえ方をやっていかないと、外部の評価というのはそこら辺を見るんじゃないかなと思って。

【部会長】

関連で、何かありますか。

【委員】

やっぱりお客さんというのは消費者だと思うんですけれども、私がびっくりしたのは、「いきいき大賞」とか「こだわり大賞」とかありますよね。

【説明者】

こだわりだと思います。いきいきは企業系の対象です。

【委員】

いきいきは企業、大きいところ、何で大きいところをあんなにやって競争しなくちゃいけないのかなと思っているんですが、ここでは問題になっていないので言いませんけれども、新宿区だったらやっぱり、商店を対象にしている「こだわり大賞」は重要だと認識しているんですね。本当に真剣に魅力ある買い物とか活性化をしようということで、こだわりを出す項目というのがすごいと思ひまして、消費者の立場からいろんな意見を言わせていただいたら、それを全部入れてくださって、やっぱり消費者がどう見ているか、それから今のエコに対してどういう展開とか、町会の活動はしているとか、そういう項目を入れてもらったわけですね。

だけど、やっぱりそういうことが意外とこういうところに出てきていなくて、消費者の目線という、消費者にアンケートをもらったことは一度もないんですね。やっぱりお客様のニーズはどんどん変わるわけですね。お客様のニーズをつかまなくて、それでどうして魅力ある買い物ができるのかなと不思議に思って、どういう評価を、消費者にもきちっとしたらいいいのかというのをですね。私たち消費者だって、もっと商店街を活性化してあげたいと思っているんです。

だから、やっぱりそういうところが、お客様というのを認識してほしいと、アンケートについて思いました。

【説明者】

「消費者の意見を聞かなくちゃいけない」ということは、そのとおりだと思います。

今回の行政評価をベースにお話しているもので、ちょっと整理させていただきますと、「いきいき経営賞」というのが1つあります。これは新宿区がやっている中小企業、やはり小さいところも、本当に1人、2人も含めて300人以下の中小企業に対しての賞でございます。

もう1つ、先ほどの「こだわり大賞」、これは新宿区の商店会連合会がやっている事業です。これは基本的には小売の、いわゆる商店を対象とした事業です。だから、それがちょっとやっている主体が違ってまして。

【委員】

ご指導も違うということですか。

【説明者】

ええ、今回のここでやっている行政評価のほうは、これはいきいき経営賞の評価ではないですが、区の事業になっております。「こだわり大賞」のほうは、区商連がやっている事業に対して区が支援している。支援事業の一環ではあるので、非常に関連しておりますが、そういうちょっと区分けがございますので、そういう中で踏まえて、できる限り消費者の声を聞くということで、我々今回、商店会サポーターが現場に行って、できるだけ消費者の声を聞く、そういう懇談会みたいなのを設置しようよというのは、今実はちょっと計画しているところでございます。

【部会長】

今のお二人の委員のご発言は、行政評価というのは、文脈でいうと、どういう基準でBとかAとか言っているのかなということだと思っただけですね。具体的に売り上げが上がったとか、地域が活性化したとか、そういうことが場合によっては数字できちんと示されるといふような評価の視点を持ってやっていらっしゃると思いますかという、あるいはその消費者という視点を入れた評価をされていますか。内輪と言っちゃ失礼だけれども、内輪だけで盛り上がったものでAとかBとか言っているというんじゃないで、顧客のことも入れてBとかAとか言っていると思いますかということかと思っただけです。

ですから指標にかかわる問題提起だというふうな受けとめていただければと思うんです

けれど、そういう意味でいうと、何かありますか。

【説明者】

指標はどうしても我々は現場にデータを聞かないといけないので、先ほど言いましたようにアンケートでは来街者数という項目は聞いています。ただ、全体の来街者数だけではなくて、いくつかの視点から、例えばこのイベントの実施によって町が元気になったとか、非常にちょっとあいまいな視点ですけれども、そういういくつかの項目を聞いて、トータルとして区のやっている事業は効果がありましたか、というような形で聞いておりまして、その結果として、こういうことになっています。

【委員】

今、部長が言われたことに関して、私はちょっと視点が違うんですけれども、お二人とも違うんですけれども、外部評価というのは、行政の評価を踏まえて評価するということでして、そうすると、行政がどこまで事業にコミットメントするのかということによって、行政は商店会を支援するということが行政の仕事であって、そのもし今言われているようなお二人のご意見、あるいは部長がおっしゃっているようなことを入れて評価するということになれば、商店会がしっかりやっているかということをお二人がしっかりチェックしたかどうかという点で欠けているところがあるかどうかという問題はあろうかと思いますが、皆さん方が直接マーケットの問題までアンケートするというような、そんなことを私はやってもらいたいというふうには思っていないから、そういうことの視点が入る必要はないと思いますね。

むしろそういった点では、自立的に商店会が活動できているかどうかということを中心に商店会を支援していただきたいと、こういうふうには私は思っています。そういった点で、この事業が、各商店会で例えば自分がやっていない場合に、取り入れようとするインセンティブが高まるように、皆さん方が行動をとっていただけるかどうかというあたりに、少しこのご説明からすると欠ける部分があるんじゃないかというふうには私はとっているんですけどね。

【委員】

私が言うのもそうです。補助金が出ている事業は、いくら区の事業じゃないとしても、私は区民ですから、区民の税金ですので、やっぱり補助金対象だったら、それがどういうふうな商店会に生かされているのかというところの視点も私は入れてほしいと思います。

【部長】

ただ売り上げが上がったか云々というマーケットにかかわる指標は、その商店会支援としてよかったかどうかということをはかるための指標としては参考にする、まずそういうことでいいのかと思いますね。

【委員】

「商店街の集客力の向上を図る」という目的がある以上は、この目的がどれだけ達成されたかが評価される話なので、その補助金をもらって事業をやった人たちの評価じゃなく

て、来たお客さんたちに、「どこかでもってよくなりましたか、ああ、そうですか」みたいなのがあったほうがいいだろうというのが、我々、外部評価の仕方なんだろうと思いますね。内部では、やっぱりやったことに対して十分予算を使っていいですよという話なんだろうけど、目的が「商店街の集客力の向上を図る」というなら、それに対する評価というのはどこかで出てこなくちゃいけないんじゃないかと思うんです。

【説明者】

本当に、委員の皆さんがおっしゃることも、そのとおりだと思います。やはり商店街、企業というのは自立的にやっていくということが基本です。ただ、来街者が我々の支援によってアップしたというのは、1つの指標になるかと思います。そういう意味では、これだと全体的な指標になっちゃっているんですが、項目としては来街者数も聞いておりますので、何人ということではないんですが、大枠で聞いておりますので、場合によったら、この来街者数を、この中のアンケートの1つから持ってきて指標にしてもいいかというふうに今考えております。

【委員】

それはわかりました。

ところで、商店会サポーター制度というのがよく理解できないんですが、区は何でも防災サポーター、何サポーター、みんなつくっちゃうけれど、その商店会サポーターの選び方は、例えば商店会を経験された人とかですか。私は、いつも成功例があるんだけど、本当は失敗例もないと本当のサポーター制度にならないだろうと思っているんですよ。成功した人はもう塔の高見、遠目にいる人なんだから、今困っているところはいきなりそれをやるとどうかとね。それよりかはステップ・バイ・ステップないしは失敗した例も含めた例題を、やっぱり皆さんが情報を集めて、じゃ、それをしないようにというやり方も1つのサポーター制度かと。このサポーター制度というのは、どういうふうを選んでいらっしゃるんですか。

【説明者】

商店会サポーター制度、今年度から入れました。しつこくなっちゃいますけど、今まで補助金という形だったんですが、今回は区が現場に出ていく。これは、1つは区の職員がいつも現場に出ていくというのは、もう事務で目いっぱいみたいな感じで、なかなかそうはいかないんですね。それで、現場に行ける制度をつくらうということで作りました。

サポーターをどう選んだか。これはやはり実務経験が豊富な方ということで、我々BIZ新宿、西新宿でやっておりますが、隣に商工会議所の新宿支部があります。商工会議所は、商店街に直接行っているんな仕事をしております。なので、新宿支部に推薦をお願いしました。それで、新宿支部は、本部のほうが東京都全体でやっておりますので、全体の中の人材バンクがありますので、そういうところから商店街に深くかかわっているんな経験をお持ちの方ということで推薦をいただきました。

そこで我々が、論文というレポートを出してもらって、それで面接をして、基本的に

やはり非常勤の職員ということなので、約300万円で限定されていますので、なかなかバリバリの人というのは難しく、そういう中で経験豊富となりますと、やはりOBという形になってきます。今回は東商のOBの方で、現場でやっていた方が2人と、あと人材バンクから、これは百貨店に勤めていた方で、たまたま50代の方でかなりやれる人がいたので、その人ももう面接して、その人なんかはマーケティングが非常に得意なので、今頑張らせていただいている。その3人の方を雇っております。

【委員】

例えば「こういうことをやって調査してください」ということを、区はサポーターに指示して、任せているのでしょうか。

【説明者】

商店会サポーターの役割は、1つは地域の商店街、住宅地域の商店街は加入率もそうなんですが、はっきり言って、売上げとかちょっと危機的な、なかなか厳しい状況なので、商店街の組織評価というのが1つの目的です。

もう1つは、商店街に対して区のいろんな補助事業がありますが、これをいかに効果的にやっていくか。それを他の地区でうまくやっている商店街の事例等を教えるとか、アドバイスですね。そういう助言活動が主でして、商店街サポーターは、非常勤の職員ですから、月曜日から金曜日まで、時間帯は10時から5時ですけども従事しています。ただ商店街の会合が夜遅いので、それは夜も行ってもらって、振替をしてもらっています。そういう形で毎日来てもらって、打ち合わせをしながら、商店街の状況を踏まえながら計画的に動いています。

新宿区の商店街は、区商連に入っていないものまで含めると約120弱あるんですが、今年度はその中で計画的にやっています。あとは商店街に行き、受け入れ態勢とかもいろいろあるんですね。ある程度計画を持って、その中である程度重点的な商店街というのを決めながら、今実際に現場に行き、どういうふうにしたら活性化していけるのかといった、いろんな提案をしていくつもりです。

【委員】

商店街も多分拠点のある商店街もある程度ちょっと出てという感じですけども、問題なのは地域にある商店街ですね。そういったところというのは、もう基本的に、現実問題として、大事なものが足りないとかいうのはありますか。

【説明者】

後継者の問題ですね。

【委員】

そういった具体的な調査みたいなものというのは、サポーターはやっているんですか。

【説明者】

先ほど言いましたように、昨年度大きな実態調査をやりまして、そこで「後継者がおりますか」という調査もしています。これがかなり厳しい状況が出ています。サポーターも

全部のというのはなかなかきついです、基礎データもある程度は収集していますので、重点商店街などに行った場合には、後継者の状況など、現場情報としては収集できるようにしています。

そういう中では、かなりやはり後継者問題は、今ちょうど現役でバリバリやっていた人がもう60過ぎて70とか、その辺のところの主になっておりますので、ここ5年間ぐらいで世代交代が入ってくる。そのときに後継者がいるかどうかという、かなりの割合でいないというのが、昨年のデータでも聞きますので、そういう状況はあります。

【委員】

このサポーターというのは、もうシャッター通りになっているシャッターをあけさせる、その地域に入る人だけじゃなくて、呼び込んであけさせるような、そういうことも商店会長とかそういうことに提案するという事になったということですか。

【説明者】

その辺に関しては、そういう提案もサポーターの1つの役割としてはございますが、なかなかそこを、シャッターをあけさせるというふうになると、そこに何か、新たな商売なり何らかの事をやっていかなければいけないということで、かなりこれは難しいスタイルになります。来年度の予算等々で計画していく話なのですが、空き店舗対策というのを、新宿区としてもやっていこうと考えております。

現状の制度としては、例えばこの「魅力ある買物空間づくり」の施設整備の一環として、商店会が自前でその空き店舗を活用する事業のとき、コミュニティビジネスとかいう制約がつくんですが、そのときは区から3分の2補助が出ます。

ただ、その制度があるんですが、活用がほとんどないということです。過去にはいくつかあったんですが、商店会が自前でそういうところをやるというのはないです。我々としてはやはり個人とか法人であっても、できるような制度をつくっていきたいと考えています。

【部会長】

商店会そのものももちろん受け皿にあるんですけども、商店会が委託すればよろしいんじゃないですか。NPOとか株式会社に委託みたいな、そういう仕組みではないんですか。

【説明者】

そういう仕組み、商店会がやる、あくまで商店会が主体でやって、それで委託というのは、1つは考えられなくはないですね。

【部会長】

私がかかっているところはそういう方式、それで国の制度でしょう。

【説明者】

ええ、基本的には、都というか国の、そういう仕組みの制度ですね。だから、場合によれば商店会が主体であれば、委託ということは可能かと思いますが、ただいづれにしても、

非常に現状使われていないんですね。なので、我々は個人でも法人でもできるような仕組みを創っていきたい、これは区単独でやらないといけません。ほかの制度というのは都からも補助金があるんですが、区単独でやらずにちゃいけないので、少し試行期間も含めながら、そういう空き店舗の活用ということも制度として立ち上げていくことを検討しております。

【委員】

空き店舗というのは多分今、商店街自体の力が落ちちゃっているんで、商店街にやらせようと思っても無理かと。

【説明者】

そういうことですよ。

【委員】

はい、そうです。そうすると地域全体、例えば町会だとか学校だとかいうほかの地域のコミュニティのほうと絡めていかないと、これはもう解決がつかない問題で、その辺のところも本当にこの予算の中とかあるんでしょうけれど、そのかわり合いを、商店街だけに補助を出すという意味ではこれからちょっと難しくなるんじゃないかと思いますね。

【説明者】

そうですね。

【部会長】

今の評価項目としては、これだどこになるんでしょうか、今の空き店舗化というのは。

【説明者】

空き店舗化、これですと「魅力ある買物空間づくり」に3つあるんですけど、施設整備の一環になります。

【委員】

これはちょっと違うかもしれませんが、高田馬場の区設戸塚市場が空き店舗が多くなっちゃって、それで課を越えて、あそこにリサイクル活動センターの呼びかけで学生さんが行って、いろいろとあそこでリサイクルの売物を使って店舗をつくりましたんですけども、あそこを壊しますけども、もう。でも、そうしたらお客さん、それを見ながら来るわけですよ。それで、学生さんですから、イベントをやっていいよと言ったらイベントもやってくれると、その日曜日、土曜日なんかイベントやったときにお客さんがどっと来るわけですよ。だから、あれはすごい、いい例だと思うんですよ。だからやっぱりそういう商店会だけじゃなくて、売るだけじゃなくて、そういうコミュニティとか課を越えて、リサイクルだったらやるところがなくて困っているわけですよ。だから、町の人たちだって、みんないろんなところを借りて、やっていますよね。商店会でやれば、わっと人が集まるんです。

【説明者】

空き店舗を活用するのにそういういろんなところがかかわって、いわゆるコミュニティ

ビジネスとかコミュニティ施設とかそういう活用の仕方、これは今回の空き店舗活用、我々も想定していますし、また、商工観光課の一部所である消費生活センターでは、就労支援という側面から、実は空き店舗活用を図っております。

それは、ただ就労支援という側面を中心にして、例えば歌舞伎町で1日店舗を借りてアンテナショップを展開ということ、今年度から始めております。

【部会長】

そろそろ時間ですけども、どうでしょうか。

【委員】

今はやりのホームページがありますよね。商店会に対してホームページ作成にかなり補助事業を出していますけれど、そのホームページがどういうふうに機能しているのか、それで年間どのくらいアクセスがあるのかということまでは把握されているんですか、継続的に。

【説明者】

個別の商店会のホームページのアクセス件数は、我々ちょっと把握していません。

【委員】

やるべきだと思うんですね。せっかく作ったのに、あとは自分たちでやってじゃ、いわゆる支援と言ったって一時金みたいなもので、5年ごとにリニューアルに対して補助するのなら、せめて5年間ぐらいはどのような流れがあったかというのは、継続的に把握したほうが、自分たちもやった仕事に自信が持てるんじゃないですか。

【部会長】

今のご発言は重要で、やっぱり評価指標をどうとるかという、これは行政評価の場合なので、そういう視点にちょっと絞りたいんですけども、一般に施策の説明ではなくて、どういう評価の仕方をするかということですね。今、やっぱり具体的な数字で示さないと区民は納得しないよというお声だと思うんですね。その点、全般的にいかがですか。

【説明者】

今のデータについては、いずれにしても各商店街にとってもらわなきゃいけないんですが、そのデータを集計する作業を区がやるか、場合によって区の商店会連合会の事務局で基本的に商店街のデータというのは集めてもらうようにしているんですが、そちらでやるか、ちょっと確認しますが、できる限り、アクセスデータは多分自然にカウントされると思いますので。

【委員】

支援した側がそれをちゃんと持っていなかったら、集めなくてもいいですけど、記録として持ってないと自分たちの仕事に誇りが持てないと思いますね。

【委員】

それと関連して、やっぱり補助金、ちょっと数字を聞きたいと思ったんですけど、街路灯の整備で2,000万という補助金がありますよね。そうすると、これが1年間に何

団体でどのくらいの規模になるのか、それからこの年度はどれくらいの使われ方をしているのかとか、そしてその使われ方によってこれが効果があるかないか、そういうのがないと、その数字的にわからないわけですね。だから、そういうのも、今すぐじゃなくていいですけど、私たちはいただきたいと思っております。

【説明者】

そうした個別のデータは当然っております。

例えば18年度について言いますと、先ほどの街路灯ですとか施設整備ですと、5商店街に対して、1件2,000万がアップナーなのでその範囲内でやっておりますが、交付計画が5,346万6,000円ということで、確定額が。

【部会長】

それは後で資料としていただきたいですか。

【委員】

はい、後でいただければ。

【説明者】

そういう対象というのが、商店街がどう使ったというのも、全部区で審査しています。領収書がどういう内訳で、というのを審査しています。その審査事務もかなり大変なんですけど、あと現場に行って街路灯がちゃんと立っているとか、そういうのも確認しながらやっております。こういうデータもお示し、計算ベースでお示しできるので。

【部会長】

では、時間ですので終わりますけれども、今、委員から出された資料要求につきましては、ぜひお帰りいただいて後日提出いただければと思います。

どうもありがとうございました。

それでは、今度は施策29でポイ捨て条例のことについてご説明いただきましょう。まず、説明者の所属とお名前だけ自己紹介をしていただければと思います。

<説明者自己紹介>

【説明者】

どうもありがとうございます。

それでは、最初に、回答内容は既に文書でいただいておりますけれども、これを見ながら5分程度で簡単にご説明をいただければと思います。その後、委員のほうから質問をさせていただきますので。

【説明者】

質問は4点いただいていると思います。

千代田区が先行してこの路上喫煙禁止につきましてやりましたけれど、その動向との比較というようなお話です。千代田区につきましては、今、全区域ではなく部分的といいですか、約6割程度なんですけれど地区指定をいたしまして路上喫煙禁止等をしております。また、罰則規定なども設けているところでございます。千代田区につきましては、新聞報

道などもありますけれど、実際に喫煙率も下がっているというような報道がされております。また、かなりの収入も上がっているというようなことも出ています。

新宿と若干地域差があるということもありますけれど、そういう中で新宿につきましては、特に新宿駅、350万人もおいでになる区域につきましては、かなりその周知なども私どもは苦労しているところでございます。

私どもの今やっている内容といたしましては、パトロールあるいはキャンペーン、そして標示物をする中でPRをし、そして実際にパトロールでもって吸っている方に注意をするようなことを行っているところでございます。

しかしながら、夜間につきましては、まだまだ吸っているというような状況があることも事実でございます。ここにも書かせていただきましたけれど、千代田区の秋葉原地区におきましては、過料処分件数が他の地区と比較して非常に多いということで、例えば新宿におきます歌舞伎町もかなり多くの方々が夜などもお見えになるということで、その喫煙対策につきまして、今後さらに検討して有効な対策を講じていく必要があるということで、私どもは理解するところであります。

2番目の「喫煙はマナーの問題である」というようなご質問でございます。平成9年に新宿区の空き缶・吸い殻等の散乱防止に関する条例というのをつくりました。これはいわゆるポイ捨て条例ということで、これまでもいろいろポイ捨てにつきましては、キャンペーンですとかポスターの掲示などでその周知を図っているところでございます。

しかしながら、歩きたばこによる被害が多く発生しているとか、あるいは区長へのはがきなども多く寄せられた中で、新宿区の区民の声委員会から路上喫煙・たばこのポイ捨ての区内全域での禁止あるいは具体的施策の展開、区民・事業所等との協働などにつきまして報告を受けました。

これに基づきまして、新宿区では平成16年の6月から6か月にわたりまして「新宿フォーラム」という、歩きたばこをなくすための、吸う方、吸わない方も含めまして、いろんな立場でご論議をいただいたところでございます。

そういう中でフォーラムでは、歩きたばこをなくすことは、本来は喫煙者のマナーの問題だが、やはりルール化する必要があるというようなことが報告として出されました。これを受けまして私ども条例化をするということでございましたけれど、このフォーラムの中でも罰則を設ける、千代田区が先行してやられておりましたので、そういう罰則を設けて過料などを取ることににつきましては、いろんな立場でのご論議があったわけでございます。

そういう中で、やはりこの私どもでつくろうとしている条例は、違反者を取り締まるということではなくて、人を思い合って迷惑をかけないというマナーの基本に立ち戻って条例をすべきというような方向性の中で罰則を設けなかったところでございます。

実際の施行は17年8月から施行をさせていただきました。現在、地域差は若干あるものの喫煙率調査、定点観測を私ども行っております。条例施行前は4.13%でございます。

したけれど、この報告書の中では目標として1%に減らすというような目標を立ててございますけれど、つい先ごろ、10月29日でございますけれど、区内58ポイントで調査をした結果、0.63%に減少をしております。

しかしながら、先ほど申し上げたように、まだまだ苦情なども寄せられておりますし、夜間などにつきましては吸っている方もいらっしゃるというようなこともございますので、今後こういう問題につきまして、マナーに訴えながらさらに路上喫煙禁止につきまして取り組んでいきたいと思っております。

次に、同じ「路上喫煙対策の推進」の中で、オフィス街や住宅街では、現行の方式を改めて、「ポイ捨て防止ときれいなまちづくりの推進」という事業と統合して、区民協働のもとで日ごろの清掃活動の姿を見せること等から、実効を上げることができないかというようなご指摘でございます。

現在、私ども条例に基づきまして、新宿駅の東口、西口、そして高田馬場の周辺地区を美化推進重点地区として定めてございます。これにつきましては、定期的に地元の商店会の皆様方ですとか町会あるいは事業所、いろいろなボランティアの皆様方と一緒にこのポイ捨てと、そして路上喫煙禁止のキャンペーンなどを行っております。また、清掃活動なども行っております。

一方、オフィス街ですとかあるいは住宅街では、区がローカル駅を中心といたしまして委託業者と契約を結びまして、キャンペーンやパトロールなども行っているところでございます。

一方では、秋のごみゼロ運動では各特別出張所を核といたしまして、地元の自治会、町会の皆様方あるいは事業所、学校などが協働をもって清掃活動などを行っておりまして、この際に路上喫煙禁止協力員という、今、区内では6団体57名の方がご登録いただいておりますけれど、この協力員などの皆様方も一緒になって、この秋の地域のごみゼロ運動には路上喫煙禁止のキャンペーンなども実施をさせていただいております。

区といたしましては、この6団体57名の皆様方に加えまして、さらに多くの地域にこういう運動が広がっていくよう環境を整備していく必要があると考えてございます。

また、路上喫煙禁止というのは、新宿は多くの皆様方においでいただくわけでございますので、そういう方々に周知や啓発を図っていくことは、継続性をもってやっていかなくちゃいけないだろうということでございます。現状のキャンペーンや路上喫煙のパトロールにつきましては、その実施方法などの見直しを図りながら今後とも続けていきたいと思っております。

事業の統合というご提案でございます。私どもこの事業につきましては、ポイ捨て防止ときれいなまちづくりの推進という事業、これは美化推進重点地区の清掃活動に要する経費を計上させていただいておりますけれど、あるいはごみゼロデーでの地域での活動経費などもこの事業の中で上げさせていただいております。

ここでは、路上喫煙対策の事業ということでは、区内の路面への表示ですとか、あるい

はキャンペーン、あるいはパトロールの委託に要する経費、あるいはまた路上喫煙禁止の協力員に要する経費などが主な経費になっております。

統合につきましては、そういう事業の性格性があって、一体とするというのはなかなか難しい面もあろうかと思いますが、先ほどご説明させていただいたように、いろいろな地域でもって既に統合していただいている部分もございますので、今後とも柔軟な事業運営に努めさせていただきたいと思っております。

最後に、「条例、特区等によりまして、喫煙承認による商店街の活性化」というようなご提案でございます。私どもこの路上喫煙禁止の条例につきましては、17年8月から施行させていただいておりますけれど、この趣旨につきましては、やはり受動喫煙をなくしていくという、人の煙でもってお子さんがやけどをするすとか、煙によってその煙が迷惑になるとかそういう部分がございますので、ぜひとも分煙化をしていきたいということが根底になっております。そういう中で商店街の活性化のために、この喫煙の是非による差別化を図るといことはなかなかできないではなかろうかと、私どもはそういうふう考えているところでございます。

【説明者】

ありがとうございます。

この質問の多くは、これは政策的決定だけど、評価という枠では必ずしもないと思うんですよね。条例というものがあって、それを執行機関である区長以下職員がそれを解釈してやっておられる、まずそういう立場からご回答いただいているわけですが、そんなに異論があるんなら、議員を変えて条例を変えなさいというお答えに最終的にはなるような項目がいくつかあるかと思えます。

これは行政評価なので、評価の仕方としてどうかという点に少し絞りながらご議論いただければと思います。もちろんそれに付随しているんな政策的な評価、判断の問題は出てくるかと思えますけれども、そういう観点でご質問いただければと思います。

【委員】

今、部会長が言われたことと関係するかどうかわかりませんが、私が追加で何点が意見をここで出しているんですけども、出している意味は、要は行政評価の観点から見た場合に、この事業をそれぞれ継続する価値があるというふうに個別に判断しているけれども、統合してやるようなこととか、そういうような視点で評価する視点はないのかということを知っているんですね。

【部会長】

条例ができたから、当然執行機関としてはやっているけれども、やってみた結果、この条例が行政施策として意義あるものか考えるかどうかということですよ。条例の趣旨が達成されるために今の施策体系は有効であるというふうにお考えでしょうか。

【説明者】

ええ、この路上喫煙に限って申し上げますれば、やはり喫煙そのものが嗜好の問題だと

思うんです。ただ、世の中の動きとかもありますし、また健康増進法の施行などもあって、煙によって他人に迷惑がかかる、受動喫煙になるというようなことが1つの大きな問題になっておりますので、そういう中で、さっき申し上げたようにフォーラムという多くの区民の方が集まっていたいて方向性を決めていただく中で、私ども条例化をしたということをごさいます、そういう中でそれを実際に運用する上では、まずは周知活動をしていかななくちゃいけないだろう。

そして、なかなか350万人も集まる新宿区にあっては、その方々にすべて周知をすることは難しいので、具体的にはもう吸っている方を注意してやめていただくというようなことをやっているところでございます。

罰則を設けるというお話も実は毎年、区民の方ほか区長への関係の要請があります。それは、たばこが多分お嫌いだからといいますか、たばこの煙で迷惑がかかっている方がおっしゃっていることが多いんですけど、罰則を設けなさいということが非常に多くなっています。

逆に、たばこを愛用されている方の苦情というのは、実はあまりないんですね。ですから、逆の見方からすると、もしかしたら、吸う形の立場に立ってというのも逆に必要なかなと思っているんですけど、そういう中では、区長が条例の中で認める喫煙所というのがあります。新宿駅周辺と高田馬場、そして信濃町の駅と中央公園と今7か所喫煙所を持っております。

いろいろ議会からもご論議ある中で、なかなか場所を受動喫煙にならない場所で、ある程度広い場所でもってできればつくっていききたいという思いがあるところでございますけれど、土地の所有者のご理解を得なくちゃいけませんでしたので、なかなかそれがすぐできないという点であります。

【委員】

みんなよく飯田橋駅を利用しますよね。飯田橋は千代田区と新宿区の境にあるわけですね。千代田区はもう過料、罰則があるわけですね。すると、千代田区側では吸えないから新宿区側で吸うと、そういう現象というのは結構あると思うんですけども、場所ですらいろいろ多分その状況によって違うと思いますけれども、これだけ路上喫煙はだめですよという地域はだいぶされていると思いますが、そこでなおかつ捨てるというのは、よほど無神経な人が多いということなのか、やっぱりそういうときには過料というか、そういう罰則というのは、もうこちら辺まで出てくると必要なんじゃないかという気はしますけれども、そういう例えば条例ということは、今は具体的には考えていないのですか。

【説明者】

区民からのご投書でも、今、委員がおっしゃったようなことが非常に多いです。私どもはそのときの回答として、先ほどのフォーラムのこともありますし、またマナーでもってやはりルールを皆さんで守っていきましょうよというスタンスがありますので、公権力を講じて罰金を取るというのはちょっとまだ難しいのかなと。

先ほど喫煙率が0.63%に減ったというお話をさせていただきましたけれど、実はこれは58ポイントを定点観測しております。駅を出たところということですので、逆に吸われる方もそういうところで、あるいはパトロールしているとか、そういうのがあるからとちょっと歩いて、100メートルぐらい歩いてから吸うというような行動も、はっきり言って見受けられます。パトロールをしている人にも、少し、面として注意をさせていただくということ、これからも指導したいなと思っております、そういう形の中の実効性を上げていきたいなと思っております。

【部会長】

今のご質問は、行政評価をする中で、この条例では限界があるという結論が出てきたならば、委員がおっしゃったようなことを考えて、条例を改正するということも考えられる。行政評価としては、そういう筋になると思います。

ですが、今のお答えはまだ打てる手がいろいろあるということですね。それから、喫煙率は実際には下がっている、もちろん隠れて吸っているというご指摘はありましたけれども、ただそれについてもまだ打てる手があるから、それでやっていくのが評価の結果のアクションのサイクルの段階のやり方として、まだ適当であると考えている、そういうことですね。

【委員】

資料を見ますと、千代田区では、監視体制で何か係長級、管理職員が300名、これ何かローテーションでやっているという。地区指定でしょうけどもやっているというようなこととか、それからそういう配布物にしても随分予算的に千代田区7,000万でこっちが4,000万ですか。それから、そういう調査は書いてないですね。そういうようなことで、違いが出ているわけですね。

それで、こういうふうに他区との、まだ千代田区と新宿とを比べて、それでそういう比較調査したような評価ということがあるのかなのかということ、それから、こういうのを始めたら、やっぱり喫煙している人が何とかやめたいというようなことの相談窓口をつくるというようなことで、これは条例のどこかに引かかるか引かからないかわからないですけども、そういうことでもない限りは吸いたい人は吸いたいですからね。だから、そういう相談窓口とかというようなこともあるのかということのを教えてほしいのですが。

【説明者】

まず前段の他区との比較という話でございます。私どもは他区の情報はずべてではないんですが聴取はさせていただいております。ただ、それぞれの区のやり方ということもあろうと思いますし、またそこにお見えの区民ということでは同じだと思うんですが、そこにお見えになる来街者の方が、ちょっと質が違うという。千代田区の場合はオフィス街が多いわけなんです。新宿はオフィス街もありますし、住宅街もありますし、また歌舞伎町を筆頭に歓楽街もありますので、そこに来る方々の意識の問題もあろうかと思っております。そういう意味では同じ施策をやっても、やはり違った、同じ効果が出るとは私どもは考えて

おりませんので、やはり私どもは地道に、実は千代田区の状況も聞いておりますけれど、やっぱり取られる人と取られない人の差別化というか、やっぱり苦情もあるように聞いておりますので、そういう公権力を発する前に、先ほど部会長さんからございましたように、今しばらくはやはりPRをしながら個別に注意をさせていただいて、周知を徹底していくということをもっと取り組んでいきたいなと思っております。

それと、やめたい人に対する相談ということでございますけれど、今、私ども所管ではないんですが、健康部のほうでもやはり健康増進法の問題から、健康被害ということにもつながっていきかねないということで、おやめになりたい方々の相談につきましては健康部のほうで相談を受けています。

また、飲食店などにつきましても、この場所は吸える場所、吸えない場所みたいな形で共有するというようなことも結構ここでやっています。

【委員】

私がどうしてそういうことを質問したかと言うと、ポイ捨てで今本当にパトロールの方が回っていらっしゃるんですが、そのときにそういう方への、「健康部でこういうのをやっていますからご相談してください」というコメントは何もないんですね。

それから、もう1つ前の、私は罰則をつけるかつけないかではなくて、ここの係長級とか管理職級の300人とかなどもありますから、過料の問題だけじゃなく、7,000万円とか4,000万円とか、そうした全体的にほかのこともあるんじゃないかと思ったものですから、そこをお聞きしたんです。

【説明者】

わかりました。すみません、ちょっと言い足りなかったです。千代田区は今、管理職等が実際に町に出て、そういうパトロールなどを行っているというふうに聞いております。私どももこの条例を施行した後、私も実際やりましたけれど、朝などあるいは昼間、昼食の時間帯ですね。この周辺を職員と一緒に、それは環境土木部の私どもの部の職員になりましたけれど、るるキャンペーンなどをさせていただきました。

千代田区はよく続いているなと思っておりますけれど、かなりローテーションによって土・日もやるということでもかなり厳しい状況にもあると思います。私ども、それにかわって委託によってパトロールをやっているということで、吸っている方への注意につきましては、個別にやることはあっても、こういう組織立ってやっているということは、今のところやってございません。

【委員】

非常勤は16名で、パトロールのほうは12名ですね、24名だけど半分だから。そういう数字的なものを伺いたいんです。

【部会長】

千代田区とかは仕組みが違うわけですね、公権力になりますからね、千代田区は公務員だから。

もうそろそろ時間なので、最後にご発言を、という場面の最後のことで。

【委員】

この目的は、要するに区内周辺主要駅の路上喫煙現場を防止したほうがいいよと。町が乱れるし、それから受動喫煙が多いからやめさせようよと、そこだけなんですよね。たばこを吸っちゃいけないという話じゃないから、健康増進とはまた違う話でいくわけでしょう。

そうすると、例えば新宿区は30万人区民がいるわけだよ。それで、10の地区があって、千代田区は区民はどのぐらいの区民数ですか。

【部会長】

昼間人口を含むから。

【委員】

それじゃ、夜間人口で。

【説明者】

夜間人口は、今、3万ぐらいですね。

【委員】

これで千代田区は、昼間人口で被害がある千代田区なのに60%でやっているんだと。ところが、新宿区は、夜間人口というか住まいが多いのに、全区に網かけ、これは非常に住宅街にとっては何にもいないのに24時間吸っちゃいけない。住宅街で、朝、ポーッとして、だれもないのに吸っちゃいけないというようなあり方ね。パトロールは特に新宿と馬場しかやらないのに、もし完全にやるんだったら全部やるのが当たり前で、必要ないところはやらないのなら、そこは時間帯とか何とか。まずポイ捨てはマナーだという前提があるわけなら、マナーを守ってくださいよ。これ、住宅地域についてはそんなことを言うというのは大きなお世話だと思うんですけどね、目的からいくと。

【部会長】

過剰規制じゃないか、ということ。

【委員】

過剰規制じゃないかということになると、それで実際、喫煙所が5か所から6か所、7箇所に増えたんです。分煙の徹底のために敷地管理者と協議の上というのがあるのに、それでは地域センターとか敷地管理者が区当局なのに、そういうところに全然分煙設備を持たない。というのは、これは路上をやめようという目的に対してそれは機能していないと。ちょっと違う方向へ、健康増進のほうにシフトしているんじゃないかというふうに思うんですね。私は喫煙者だからあえて言うんだけど、そこら辺のところは喫煙者に対するすみ分けというか、本当に分煙をどこで考えているんだと。路上喫煙防止なのが全部吸っちゃいけないという方向に寄っている、いわゆるこの評価はおかしいんじゃないかと。

【部会長】

そろそろ時間なので、もうちょっといろいろご議論がありそうなんですけれども、後で

文書で出してということも考えられますよね。一応時間ですけど、何か総括的にコメントがございましたら、どうぞ。

【説明者】

まずパトロールにつきましては、区内の主要駅、28駅は回っております。頻度につきましては、新宿ですとか高田馬場がもう非常に多いので、そういうところは頻度が多く回っておりますけれど、他の駅につきましても回らせていただいております。

今「誰もいないところで吸って誰に迷惑がかかるんだ」というお話がありました。確かにそういうご論議もいただいているところです。ただ、吸っているときにどこから人が来るかわからないという部分も、これは、こじつけかもしれませんがある中で、やはり吸える場所を、例えばご自宅ですとか吸える喫茶店ですとか、まだそういう場所があると思いますので、そういうところで吸っていただくということで、確かにこの条例につきましては、たばこを吸っちゃいけないということではなくて、すみ分けをして、吸う方も吸わない方もやはりお互いのことをいたわりながら、分け合いながら吸う方は吸っていこうよということですので、吸われる方も肩身が狭いという思いもあると思いますけれど、吸える場所を選んでいただいているということになってこようかと思います。

【部会長】

まだご意見もあるかと思いますが、これでこの施策のヒアリングを終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

では、次は施策23の「地域ぐるみの防災体制づくり」ですね。よろしく申し上げます。まず簡単に所属とお名前だけ、自己紹介をお願いします。

<説明者自己紹介>

【部会長】

それでは、今から簡単に5分程度で、資料により回答いただいた内容をご説明いただいってから質疑をさせていただきたいと思います。

【部会長】

危機管理課長です。本編では103ページになりますので、ご参照ください。まず私も、回答のほうにつきましては、ざっと箇条書きの形で書かせていただいておりますので、ご了解いただきたいと思います。

まず1つは、「地域ぐるみの防災体制づくりの中で地域に根ざした担い手づくりができていますか」、この部分なんです、私どもは、これは町会を単位としましての防災区民組織ということで約202組織、ご登録いただきまして、そして町会と自治会というふうになりますが、そういったところの中での防災員等の方たちに登録をしていただいて、区内では約202組織がやられているということ。それから、年間におきまして、地域での防災訓練、地域防災訓練、それから自主防災訓練、それから総合防災訓練という3つの防災訓練の希望がありますので、そういった形で防災訓練をしております。

それから、2番目、「多目的環境防災広場の確保」ということですが、これまでの広場の

確保にかかる状況について説明を求めるといふことをございます。これにつきましては、こちらのほうの本編のほうでご紹介させていただいておりますけれども、端的に申し上げればそのスペースを持つ土地はもう確保できない、平成8年からもう確保できない状態の中で言いますと、私たちは休廃止をするという考え方で進んでおります。

ただ、当初は、当初というか、平成8年以前には、行政がさまざまな形で、土地を区画整理をしたら、ちょっとこの土地が余ったよというようなことで、何か使い道がないですかという中で、私ども地域の皆様方が防災倉庫を置く場所がなかったり、それからこの当時は大変リサイクル活動というのが、今でも活発でございますけれども、リサイクル活動をすることによって、実はそのリサイクルを集めた物のストックヤードの場所がなかった。そういった区民からのご要望がありましたので、それじゃ、そういう防災倉庫とストックヤードだったら、そんなに広さは要らないだろうということで、多目的環境防災広場という形にして、そういったことで使っていったらどうかということのスタートからこう来ているものですから、なかなかその後、もう土地が出なくなって、行政側からの開発等もなくなって、そういう土地が出なくなってしまったということで、もうこのところほとんどなかったということで、これは今後もそういうのが望めないのであれば、きちんとそういう形での方法はやらないほうがいいだろうということで、これは休廃止の方向に考えております。

それから、「防災ボランティアの育成」でございますが、本編104ページでもご説明をさせていただいておりますけれども、私ども防災アドバイザーとそれから避難所情報ボランティアという2つの制度でスタートしましたけれども、活動するうちに、これは1本にまとめてやったほうがいいだろうということで、防災サポーターという制度で、18年度の年度末にこれを一緒にしまして、そして地域の方たちにさまざまなボランティア活動という活動に入っております。まだ定員60名の中で56名ですので、1避難所1名から2名が張りついて協力をしていくという形でいきますと、まだまだ区民の方たちにはその辺のなじみがまだ薄いのかもしれません。

それから、地域本来の防災機能の活性化というところですがけれども、こういう部分につきましては、地域の活性化については私ども進んでいるというふうに思っております。その指標は何ですかということですがけれども、先ほど申し上げました3つの訓練の中で言いますと、消防車訓練は区主催で行いますが、地域防災訓練、それから自主防災訓練は地域の方たちが自主的に計画をしてやるんです。その中でいきますと、地域防災訓練につきましては、18年では地域防災訓練では約128の団体、202のうちの128の団体がやっております。

【部会長】

このペースで説明していくと全部終わってしまいますので、もうちょっとざっとでいいです。

【説明者】

はい。

それから、社会福祉協議会との連携は今後していきたい。

それから、災害弱者の発見につきましては、災害時要援護者の登録、こういうところから今後もう少し呼びかけをしていきたいと思っています。

それから、「災害対策用各種水利の確保及び充実」については、これは一応充足をしているという考え方をとっております。

それから、こういった水利を使いながら、先ほど申し上げました地域の人たちが一緒になりまして、訓練などを通じて理解してもらおうということと、それから水利の中に、震災時等において生活用水として使用可能な水質等の検査、これは井戸ですね。実は井戸は2つありまして、浅井戸と深井戸があります。浅井戸につきましては、これは飲み水ではなくて単なる生活用水として使っている。深井戸につきましては、毎年水質検査をして飲むということによってしておりますけど、緊急の場合に飲むという形で、基本的には飲むということを考えておりません。

それから、「避難所の機能の充実」ということで、以下、避難所の機能の充実につきましては、統廃合による減少という問題ですとか、下水道直結型、それから協議会の開催とか、モデル地区とかいうご質問がありますけれども、それぞれ避難所の減少につきましては、これは統廃合をする中で新しく建設されるところにうまく統合していくという形で、基本的にはそこに避難する区民の皆様のご意見を聞きながらやるとともに、区内に今、私立高校やそれから私立大学がございますので、そこの協定を結んで地域避難所としての効率で足りない場合については直轄にそこを利用させていただくという方法をとっています。

それから、避難所運営協議会の開催についてですけど、これ非常に難しい話なんですけれど、平成17年度に監査委員によります新宿区の地域防災計画の行政監査を受けました。そういう中でいくと、今言われていることというのは、まさしく地域の方たちが地域力を高めると。そのためにはこういった避難所運営協議会で地域の人たちが話し合いをする場があるんだから、そこをもうちょっと活性化しなさいというご指摘に基づきまして、みんな1回最低でもやるよという呼びかけをして今進めているところでございます。

それから、職員防災住宅につきましては、夜間やそれから休日等職員が手薄になったときにつきましては、その緊急時における職員の確保をするという意味で、職員住宅が今度は防災住宅ということで、19年4月から危機管理課に移管になりまして、約30名の職員を確保してその人たちが活動するという体制に今入っているところでございます。

【部会長】

ありがとうございました。では、どうぞ、委員のほうからご質問を。

【委員】

表現の問題かもしれませんが、いわゆる評価としての問題なんですけれども、例えば多目的広場確保は困難であるから休廃止ということなんですけれども、そうした場合に重要な役割を担っているんであれば代替案にどういうふうに結びつけていくかというような

ことについて何か提案しないで、ただ休廃止というのでいいのかなというような感じがしないでもないと思います。簡単に言えばそういうことです。

それから、同様にさっきの井戸水等水利の関係についても、一応整備されたから、整備ということとしての施策というか事業はこれで一段落というふうに表現されているわけですが、これも来年以降、当然これを適宜的確にそのときに使えるように運用していかなくちゃいけないわけで、そういった点でこの頭のほうの防災区民組織との連携のところになっていくのかもしれませんが、そういうところでそういうのを使って、毎年毎年ちゃんと使えるかとか、そういうような運用上のチェックをしていくというようなことにつないで終われるというような表現が、評価として要るんじゃないかと、その2点です。

【部会長】

わかりました。評価の書き方としてのご意見でした。お答えありますか。

【説明者】

そのとおりでございます。代替案につきましては、今、再開発が、マンション開発が大変進んでおります。ある一定の規模がありますと社会的貢献というのが考えられますので、これは建築のほうになりますけれども、そのときにご提案いただく中に、区とするとどういったものを求めるんですかという、これはもう災害が起きたときの人々が集まる場所、公共空間、それから下水道直結型の、ライフラインがとまりますから、2つでも3つでも結構ですから直結型のお便所をつくってくださいとか、それから防災倉庫というのが、こういうのが必要ですよと、そういうものをそこに付置してください、そういう形で切りかえておりますので、それはここに入っておりませんが、そういう形で確保とかが早いです。

【部会長】

そういう行政評価の手法として、休廃止と単に書くんじゃなくて、「同機能の別なことをやっています」ということまできちんと説明すべきではないかと、今そういうご意見です。

【委員】

そうです。今後そういうふうに変えていかないとわかりづらいところですよ。

【説明者】

それから、水利についても、これはもう当然水利を設置すれば、維持管理はちゃんと毎年やっておりますので、あえてここでは表現しなかったんですが、そういうことも皆様方からすると、やりっ放しかというふうにとられてもいけないというふうに考えますと、やはり維持管理をきちりやっていますというふうに入れたほうが親切だというふうに思います。

【委員】

別冊181ページの事業91番「避難所等の震災対策」で、成果の達成状況が、目標値、15年度が1、16年度が2、17年度が19、18年度が18となって、その実績率、パーセンテージがいきなり17年度が15.79になって、また88だと、ここら辺の経緯はこれ何なんだろうね。我々は18年度を評価するわけですよ。これ、どうしてこん

なにポーと、ここら辺はどうなっているんですか。こんなにでこぼこがあるのにランクがAになっているから、これは何か説明してもらいたいなと思います。

【説明者】

これ耐震補強ですよ。すみません。耐震補強は建築課のほうで数字を出しているの、私どもからすると前倒しで数字が来ていまして、20年度までの予定が前倒しで、19年度で終わるということでした。

【委員】

ああ、そうですか。

ちょっと違う話なんですけれど、危機管理課は何名ぐらい職員がいるんですか。だって、これだけ膨大なことをやるのに職員数はどのぐらいいるのかなと思って。

【説明者】

職員数は今、14人です。ただし、そのうち2人は警察からの派遣、1名は消防署からの派遣、あと非常勤が、消防署のOBが防災センターに3名、うちのほうで3名、6名です。あとは一般職員ですから、本当に10名ぐらいなんです。

【委員】

でっかいよね、やっていることがね。絶対評価なんかできないよね、10人ぐらいでこれやるんじゃない。30万区民の危機を管理すると言ったら、機能的に無理じゃない、これ。

【説明者】

いや、調整をするということで、それぞれ建物をつくるのは建築課でやるとか、細街路は、という形に役割を分散させてやっているというとらえ方でいますので、直接事業を持つのはソフト面で、地域の防災区民組織の人たちと一緒に訓練をしながら、区民の力を高めるといのがうちの役割になります。あとは逆に、国や東京都の二次災害対策に対する施策を読み取りながら、区で要するに進んでいないところについては、うちから注文を出していく、そういう役割なんです。

【委員】

ちょっと話が違うんですけれど、下水直結のトイレね。いわゆるインフラが壊れたときにトイレは大丈夫なんですか、それで。下水が壊れると使えないですよ。

【説明者】

ええ、本管が壊れると基本的には使えないんですが、ただしどこで壊れるかわからない。うちの新しくつくったトイレが割れてしまったら別なんですけれども、本管につなげるところが一番壊れるんですけれど、こういうのは緩衝材を持っているような形での設備にさせていただきますので、ここが壊れてもこの部分のスペースがあった場合は、これはもう下水道は正直言って使っていいですよ、もうとめることできませんので、と、下水道局から聞いています。そこでいっぱいになってしまうと、残念ながら使えなくなるということはありません。

【委員】

今、例えばそういう下水直結じゃなくて三角コーナーがあって、テントみたいに簡単にできるトイレとかありますよね、災害時の。むしろそういった設備、そういったことを、そういう簡単な物を数多くというようなことは今後考えておられないんですか。

【説明者】

もう1つは、ちょうど今言ったご家庭の中に置いて、災害になりましたら袋を閉じてにおいのしないのを入れてごみで出すという方法もありまして。そういうものも一部ストックしてございます。それは今後マンション生活の方たちが大変多くいらっしゃると思いますので、その方たちは、家は大丈夫なわけですから、そこへの支援策としては、もう少しストックとして、備品として備えていかなければいけないのかなというふうに思っております。それは今後充足をして、もう少し高めていく形にしたいと。

【委員】

そういう設備の追加、新しい技術が多分できてきたという、そういう評価というか、そういうのがなかった。

【説明者】

毎年ビッグサイトで危機管理展というのをやっています、そういうところに全部スタッフが行きまして、何がどう変わっているか見ながらやるんですけど、結構いっぱい、お便所についてもものすごい商品がありまして、非常に今選ぶのに苦労する。それから、費用対効果でいけばより安くて、それから簡便で、それからストックがしやすいものを目指しておりますが、方向性は今言った形で、におわなくて済むものを噴射して袋に入れておいて出す方法を選びたいなと思っております。

【委員】

これも行政評価の書き方の問題ですけれども、例えば別冊の186ページに「運営協議会を開催するなど、その徹底を図るような努力をしています」と、こういうふうに書かれているんですけども、ご回答いただいているように、やはりもう少し区民というか住民ベース、地域ベースにおいたこの防災の仕組みが、地域訓練と言うのかもかもしれませんけれども、そういうことを行って、このご回答いただいているようにある程度やっているということであれば、そういうことを書いて、だからこの実効は行われているというふうに評価するんだったらいいですけども、ここに書いてある程度であると、その行政の評価が適切に実態を書かれているかどうかというあたりについては、ちょっと適切ではないんじゃないかというふうに思いまして、やっておられるんだったらやっているからいいんだということを書いていないとおかしいんじゃないかと思えますね。

【説明者】

それもそのとおりでございます。先ほど言った防災訓練3つありまして、消防防災訓練と自治防災訓練と、それから自主防災訓練と。自主防災訓練といいますと、18年と19年を比べますと、18年度が約2,800名。ことしはもう3,400名の参加になって

いるということで、地域ごとの活動にもう切りかわってきているということが言えていますので、そういった言葉を入れたほうがよろしいですね。

【委員】

ええ。そこで町会とも連絡をとってしっかりやっていると、だからこの事業はBと、あるいはそういう評価を、これ書かれた方が来られているから、私どういうふうに言ったらいいのかわかりませんが、要はもう実態を書いていただきたいと。

【説明者】

私ども行政評価をやり始めまして、あるべき姿、行政評価はこういうふうにするんですよという手法があって、それを取り入れているときに、大体目安が立つ分については細かくそういうふうにして移っているよというところまでも、意思疎通みたいなのがあったのかなと。だから、これはこれで終わったのか終わらないのかちょっと何かみたいなのところがありまして、正直こういう書き方になったんです。

【委員】

民間ベースで仕事をしていくと、やめるとなったら必ずどうするんだと。やめたというのは、反省してやめたということなのか、それとも失敗しましたということなのか、それとも、いや、そうじゃなくて、これはこういうのにつないだということなのかとか、それから実績なんかもこういうふうに変化してきているのを、実績が上がっているというふうの評価するのか、あるいは実績をそういうふうに把握しないで行政評価しているから、行政評価が不適切であると。もし実態がこういうことであるならば、その行政評価でかっちり書かれていないから、この行政評価自体が不適切であると、そういうこともいろいろあるので、その辺どういうふうこれからやっていくかという問題はあると思うんですが、今日のところは実態がいいのなら、実態に合わせて書いていただいたほうがいいんじゃないかと思いますね。

【説明者】

私たちから見てもわかりづらいものだなと思うと、これ区民の方にこれを見てわかってくださいと言うのはやっぱり無理があるかと、私は思っていますので、これは皆様方の意見をいただいて、もっとわかりやすい、これも多分項目の手法については、こういう手法のほうが非常に私どもまとめやすいし、区民の方も見やすい。

だけど、その中身の表現としては、ご指摘のある部分というのはやはり受けとめていかなければいけないのかなと。

【委員】

以前の行政評価はもっと細かくて、何点、何点と書いてあって、全く区民にはわからないので、私がもうともかく私なんかの区民には全くわかりませんと申し上げて、でもいくらか、というか、毎年、だいがよくなってきていますね。

ところで、回答には社会福祉協議会との連携や災害弱者についてありますが、評価を見ていると、そういうのこの評価が、見当たらないですね。そうすると連携やらはま

だ始まっていないということなのか、その区分けが全くわからないんですね。そのところは教えていただければ。

【説明者】

1つですね、ボランティアにつきましては大変もう有益という形で。

【部会長】

だから、「やっていきます」ということは、今まではやっておられなかったということなのかどうかということが、評価なんですね。ヒアリングのポイントだと、陳情に対する回答のスタイルなので、評価のスタイルではないというご指摘だと思うんですね。これは今気づいて、ああ、いいことだからやろうという、そういうことですね。

【説明者】

社会福祉協議会との訓練はまさしく、そういうことです。連携は、当然ボランティアの窓口は社会福祉協議会ということで、地域防災計画の中では役割は明確になっています。そういう役割に基づいて訓練をしているかというところではしていないと。社会福祉協議会の人も入ってきているんです、見に来たりしているんですけどね、区との取組みは薄い。

それから、災害時要援護者の、そういう災害弱者は今は災害時要援護者という形に変わっておりますけれども、これについてはもう今スタートしておりますので、登録をどんどん呼びかけています。

【委員】

これは何年から。この間からですか。

【説明者】

今年にかけて。

【委員】

今年ですね、19年度なんですよ。

【委員】

実際面として、防災訓練が秋にあるけれど、雑駁なんだよね、所属している人数を集めて、自己紹介してそれで終わっちゃっているみたい。じゃ、この防災サポーターというのは実際どういう組織の中で、地域活動にどこに連携して所属するのかというのがまだ明確じゃないから、つくったのは立派なんだけど、それが活動体制というのがまだ広報活動が足りないというか、認知されていないんじゃないかと思う。やっぱり今、防災についても、やっぱり消防団というのは結局長い年月であるわけだから、そこのリンクがしていないと、果たして機能するのかと。

消防は、震災時は火災を消火というので当然やるわけなんだけど、今度は町会としては避難所訓練にはやっぱり町連が最初になっていくんだと。ないしは来た人で決めるんだろうと。そのときに防災サポーターが、何を意図として、何を彼らができるんだというのは、できる項目が逆に言えば住民にはわかっていない。防災サポーターって何ができるんですか。

ただ、メンバーが防災協議会に来て、何かあると何かしようがない、しゃべらせるんだけれど、そこら辺のところはもう少し、今、何名、200団体何名かできているんだけれど、それが何ができるんだと、彼らがどんな実力があるんだと、そこは明確にしてくれないと、こんな地域はその人たちを頼りにするところが意味がないので、サポーターをつくったよ、これで終わりみたいな世界があるんだけどね。

それで、何か修了書出したり、またいろんなことを考えているんでしょう。何かやるとサポーターつくって、修了書出して、後は終わり、おまえら勝手に歩けよじゃ、やっぱり大きな受け皿が地域にあるとしたら、地域でも仕事のないところ、その中でもってどうやってその人たちが本当に動けるかというつくりを、周りとのコンセンサスをとるということをやらないと、全然このサポーターは意味がないですよ。

【部会長】

私が言おうと思っていたのもその辺で、これ例えばこのご回答のナンバー115ですか、これなんかもある意味紋切り型の回答で、こう言われればこれ以上二の句が継げないという感じになるんですけれども、でも評価という視点でいうと、ここをさらにもっと突っ込んで中身がどうなのかということをはかれるような指標をやっぱり我々も開発していかなきゃ、逆にね。

例えば今、協議会何かやりましたと言った。じゃ、その協議会の中身何だったかという、自己紹介して終わりと言うんだったら、どうかと。それは本当の評価としては、やっぱり非常に上っ面のことになってしまうので、それはむしろ行政側のほうも我々の側も、じゃ、どういう評価の指標を持ってやったら、中身まで迫れるのかということをやったり開発していかなきゃいけないなと思うんですね。

【委員】

そうですね、何か住民にはあまり知らされていないので、もう役員の人があたふたして大変、大変、大変と。

【部会長】

例えば私がちょっとかかっているある地域だと、防災の取組みをやる中で、最初は連合町内会あたりしかそろわないんだけど、だんだん近くまでかかかってきて、今度は班とか組とかまでかかかってきて、それでより身近なところに進化していくプロセスというのがあるんですね。そういうのを何か意識、別に数値ではないけれども、ひとつ評価の指標に入れていくとか、何かもうちょっと工夫しないと、何か所で何をやりましたとか、何か所で立ち上がりましたとか、それだけでは必ずしも内在的なところがね。

【委員】

それは何ができるかが一番大事だよ。結果が出てきて、本当に何ができると言ったときに、調整しますと言ったら、じゃ、危機管理調整課ってしてくれないと、10人ぐらいで危機管理なんて新宿30万区民の危機管理をやるとしたら横柄な話なので、そこら辺は課長を前にして申しわけないんだけど、何かぼやっとしちゃっているんだよね。細か

くていいから外部の。

【説明者】

防災サポーター制度に切りかわったのが19年の2月なんですよ。

【委員】

いや、だから言えばボランティアは何だったんだという話になっちゃうわけですね。

【説明者】

本当にそれはもうそのとおりで、それがまずいのでサポーター制度になって、実はこれ町会の役員のなり手がいないのと同じで、防災サポーターで最初はいいというので、必ずもらえるだろうという形で防災ボランティアが来ても、やっぱり全然動けないじゃないかと、名前だけじゃないかと、これじゃ意味ないだろうというので、その3月に上層部に意見を聞いてやって、サポーター制度にして今度は地域に入っていこうというふうに切りかわったのがまだ2月。それで、地域に入っていったら何と言ったら、いや、この資機材どうするんだとか、避難所をどうするんだとか、国は何を考えているんだと必ず聞かれる。それを支援策の中身として置きかえをしていかなかったら、その人たち動けないよというので今、それをやっています。

【委員】

再教育ですね。

【説明者】

勉強していて、今年は防災士の資格も取る。そういう形で自信を持たせて町に行かないとできない。それで、地域の防災訓練には必ず入りなさいと。入って行って、とにかく声をかけて、何をやっているかを見ながらやっていくという、そういう段階なんです。

ですから、見えづらいのも本当にそのとおりですし、多分もう来年度については、逆に防災士まで資格を取りましたので、これまで防災サポーターはこういうことができますよというふうにやっと踏み切れる、区民にPRできる段階になりました。すみません、そんなことは書いていませんので。

【部会長】

評価というのは、反省、まず反省ですね。これをやりましたという結果を言ってもらって、反省する。そのいわゆる評価ですね。要するに、簡単に言うと行政評価では、これをやりましたのプラスはあまり言わなくてもいいけど、マイナス面、これをやったけどここら辺がだめなのであれしますという発想のことが必要かと。

【委員】

報告書でいうと改革方針じゃないけど、この辺をもっと充実して言わないとだめですね、一番最後のところですね。

【委員】

そうですね。

【委員】

1つには外部評価委員会というのは応援団でもあるんですよね。やっぱり課によって、もうちょっと予算欲しいと思っていらっしゃるところもあると思うんですけど、そういうところを、職員の方は言えないけど、ざっくりばらんに私たちは言えるわけですよね。だから、そういう観点の外部評価だってあるわけですから、もうちょっとうまく表現して評価として出していただかないと。

【委員】

与えられた予算を使う課じゃなくて、「こういうことをやりたいからこれだけ予算欲しい」ぐらいこういうところで言っちゃったほうが。「こんなことがあるだろう、この今その進捗度がよかったため3%です」なんて言うと、ああ、じゃ、もっとやるようにしてやればいいじゃないみたいな世界があるじゃない。ところが、もらった予算をどうやって使うかときゅうきゅうとしているからいけないんだよね。言い過ぎたら、ごめんなさい。

【部会長】

資料のナンバー129番の職員防災住宅などは、委員の間で、支持が非常に高いので、これは追い風にさせていただいていいかと。

【委員】

でも、30人ぐらいでいいのかな、いらっしゃるのが。30人で、それで落合地区に加賀町住宅のほうから、どうやって職員が。

【説明者】

下落合3丁目と西早稲田と加賀町、3か所。約30名ですので、最初に入るのは、2人ずつ地域センターにとにかく駆けつける。それで鍵ももう渡してある。その本部を立ち上げる。残り10名は区役所に来て、この本部を立ち上げて、30名でまずは本部を立ち上げて、具体的にいえば地域から情報がこうなっているという情報をとれるために機械の立ち上げとか電話の立ち上げ程度なんです。

【委員】

もっと言うと、そのときになったときに、地域として知らない人が来て、本部だなんて言われたって困るから、やっぱり「いざとなったらこの人たちが来るんですよ」と、そういうための事業もやってくれないと意味ないですよね。

【部会長】

普段からちゃんと参加して。

【説明者】

今年の4月から危機管理課へ移管したばかりなので、それで、その職員に対してやっていなかったんですよ。だから、今、毎月もうここに入った職員は兼務発令なんです。今までは土木課にいたら土木課ですよという発令から、土木課であり危機管理課の職員ですよというふうに変えたんです。おまえ、職務2つ持っているんだよ。だから、毎月研修に行かせている。そうしないといけない。一方、現場の所属も所属長も忙しいのに、そんなしょっちゅう研修に行くなど。でも、そこまで今踏み切って、そこを育て始めているという、

そういう段階です。

【委員】

いや、これはまだDランクじゃないか、職員防災住宅は目的が達成されていないもんね、災害時における。

【委員】

ちょっといいですか。地域区民の職員だっているでしょう。

【説明者】

います。

【委員】

だから、そういう人はどうしてこれに入らないの、聞いてきてと言われていました。

【説明者】

職員課長です。これは職員住宅ですので数に入っていませんが、自己住宅に住んでいる職員は340人ほどおりまして、動員態勢としては入っています。

【委員】

そうすると、その人たちにも、そういう訓練とか何とかいろんな情報は全部同じようになさるわけですね。そうすると、区民にとっては住んでいる人のほうが顔なじみなんですよ。だから、やっぱりそういう人たちもやっぱり駆けつけて、その地域に駆けつけてくれたほうがわかりやすいんですね。そういう話が団体で出ていましたので、ちょっと評価と違うけど、発言しました。

【部会長】

そろそろまとめる時間ですけど、ぜひ何かご発言なりたいこと、あるいは補足的にこういう資料を出してほしいとか、そういうことも最後に確認せねばなりませんので。

【委員】

何か次年度から総合計画が変わってきますよね。また、そういったことの関連というのは何かここに入っていますか。

【説明者】

危機管理課長です。基本構想があって、消防計画があるんですけども、その中に地域防災計画というのは災害計画法に基づいて、国の法定規格にのせられちゃうんです。そういう形でおりにきているので、計画は別なんです。ただし、「こういう形で別に必ずつくりなさい」と法律で定められていますからこれをつくる。これをつくるためには、今言った総合計画や実行計画、基本構想にはこの考え方を落とし込んでいくということで、防災だけはこっちのほうに委ねるという考え方で、手続上ちょっと難しいんですけども、ご理解いただければというふうに思うんですが。

【部会長】

では、よろしいでしょうか。これ、結果は例えばDとかでも、むしろ追い風になるということもありますので、本当に正直に言っていただいて、外部評価委員会も区側も新宿区

のことで物を言っているわけですから。

【委員】

でも、追い風になるような資料を出していただかないと多分できないと思います。

【部会長】

では、これで第3部会を終了いたしましょう。どうもありがとうございました。

<閉会>